

明星大学研究活動における不正行為等及び研究費の不正使用等に係る通報等 調査委員会による事実調査に関する内規

平成27年4月1日
制 定

(趣旨)

第1条 この内規は、明星大学研究活動における不正行為等及び研究費の不正使用等の防止・対策に関する規程（平成21年。以下「規程」という。）第18条に基づき、明星大学研究活動における不正行為等及び研究費の不正使用等に係る通報等調査委員会（以下「調査委員会」という。）が行う、研究活動における不正行為等及び研究費の不正使用等に係る事実調査（以下「事実調査」という。）について必要な事項を定める。

(調査体制)

第2条 調査委員会は、事実調査を調査委員会の設置から原則として30日以内に開始し、調査開始から原則として120日以内に終了させるものとする。

2 調査委員会は、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者で構成し、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 研究活動における不正行為等に係る事案の事実調査にあたっては、委員の半数以上を外部有識者とする。

(2) 研究費の不正使用等に係る事案の事実調査にあたっては、委員に外部有識者を含めるものとする。

3 調査委員会は、事実調査を開始すること及び委員の氏名・所属等必要な事項を、通報者及び被通報者に通知するとともに事実調査への協力を要請するものとする。

4 調査委員会は、通報者が了承したときを除き、調査委員会関係者以外の者に通報者が特定されないよう配慮しなければならない。

(異議申立て)

第3条 通報者及び被通報者は、委員の構成について、前条第3項に定める通知を受けた日から原則として7日以内に、書面により最高管理責任者に異議申立てをすることができる。

2 最高管理責任者は、前項の異議申立て書を受理し、その内容が妥当であると判断した場合、委員の構成を変更するとともに、通報者及び被通報者に通知するものとする。

(調査方法)

第4条 調査委員会は、研究活動における不正行為等に係る事案について、次の各号に定める調査方法により事実調査を行う。

(1) 論文、データ及び各種資料等の調査

(2) 被通報者からの聴取

(3) 関係者からの聴取

(4) 要請等による実験等の再現

(5) その他調査委員会が必要と認めた調査方法

2 前項第4号に定める実験等の再現は、調査委員会の指導・監督の下、被通報者等が行うものとする。

第5条 調査委員会は、研究費の不正使用等に係る事案について、次の各号に定める調査方法により事実調査を行う。

(1) 研究費の管理体制及び各種資料等の調査

(2) 被通報者からの聴取

(3) 関係者からの聴取

(4) その他調査委員会が必要と認めた調査方法

(調査対象範囲)

第6条 調査委員会は、必要に応じて学内の関係部局等と連携、協力して事実調査を行わなければならない。

2 調査委員会は、必要に応じて学外機関等において事実調査を行う必要がある場合は、当該学外機関に対し調査協力を要請するものとする。

3 調査委員会は、通報された調査事案に係る研究活動のほか、必要に応じて調査事案に関連した被通報者の他の研究活動を調査することができる。

(認定の方法)

第7条 調査委員会は、事実調査によって得られた物的・科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

2 調査委員会は、被通報者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。

- 3 調査委員会は、被通報者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被通報者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(資料等の保全)

第8条 調査委員会は、調査事案に係る各種資料等を保全措置することができる。

- 2 調査委員会は、学外機関が関係する調査事案の場合、当該学外機関に対し、調査事案に係る各種資料等の保全措置を協力要請するものとする。
- 3 調査委員会は、必要に応じて調査事案に係る被通報者の研究活動の遂行及び研究費の使用を一時的に停止することができる。
- 4 調査委員会は、調査事案に影響しないと判断した場合、被通報者の研究活動の遂行及び研究費の使用を認めることができる。

(守秘義務等)

第9条 調査委員会の委員及び事実調査に関わった者は、職務上知り得た調査事案に係る公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報その他の事実調査の内容等を必要な範囲外に漏らしてはならない。

- 2 この内規に定めるところによる事実調査内容及び個人情報の取扱いについては、学校法人明星学苑個人情報取扱規程（2020年）等の定めるところによる。

(報告)

第10条 調査委員会は、事実調査終了後、調査結果等必要な事項を記載した調査報告書（認定を含む）を最高管理責任者に提出するものとする。

- 2 前項に定める調査報告書に記載する事項は、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 研究活動における不正行為等に係る事項は、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文科科学大臣決定）に準じて記載するものとする。
- (2) 研究費の不正使用等に係る事項は、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成26年2月18日改正文科科学大臣決定）に準じて記載するものとする。
- 3 調査委員会は、規程第22条第5項、第6項に基づく調査報告書を求められた場合、速やかに最高管理責任者に提出するものとする。

(委任)

第11条 この内規に定めるもののほか必要な事項は、防止・対策委員会の意見を聴いて、学長が定める。

(改廃)

第12条 この内規の改廃は、防止・対策委員会の意見を聴いて、学長が行う。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この内規は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この内規は、2023年4月1日から施行する。